

毎週火、金曜日発行(但休日となるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇規則 鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則
◇選挙長告示 衆議院議員選挙の立候補の届出

規則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十六号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号の表の広報文書課の項中「監理文

教係」を「監理文教係、県史編さん室」に改める。

第八条総務管財課の項中第十二号を第十四号とし、第

十一号の次に次の二号を加える。

十二 行政無線に関する事

十三 防災行政連絡所に関する事

第八条広報文書課の項に次の一号を加える。

十六 県史編さんに関する事

第八条企画課の項中第四号を削り、第五号を第四号と

し、第六号を第五号とし、第七号を削り、第八号を第六

号とする。

第五十七条の表の厚生援護課の項中

鳥取県災 害救助対 策協議会	災害救助法第十四条の規定による非常災害及び救助に関する情報の通報の樹立並びに非常災害に際しての救助その他緊急措置に関する緊急計画の樹立並びにこれらの計画の実施の推進に関する事務
----------------------	--

及び

鳥取県引揚同胞対策審議会設置条例の促進及び第二条の規定による引揚の更生対策、遺家族、留守家族、帰還者その他の帰還同胞に関する事項の調査審議、知事に対する意見具申に関する事務	鳥取県引揚同胞対策審議会設置条例の促進及び第二条の規定による引揚の更生対策、遺家族、留守家族、帰還者その他の帰還同胞に関する事項の調査審議、知事に対する意見具申に関する事務
--	--

を削る。

鳥取県衛生課の項中

第五十七条の表の衛生課の項中
環境衛生関係営業の運営の適正化に
関する法律第五十八條第二項の規定
による同法の施行に關する重要事項
の調査審議及び同法第六項の規定に
よる同法の施行に關する事項につ
いての關係行政機関に對する建議に
關する事務

を

第五十七條の表の農政企画課の項中「鳥取県改良普及
員資格試験及び資格認定に關する条例」を「鳥取県改良
普及員資格試験条例」に改める。

第五十七條の表の林務課の項中

鳥取県林業改良指導員資格試験条例
第九條第三項の規定による林業改良
指導員資格試験の試験課題の決定並
びに試験成績の判定及びその結果の
答申等に關する事務

を

鳥取県林業改良指導員資格試験委員会の項中

鳥取県林業改良指導員資格試験委員
會の試験成績の判定及びその結果の
答申等に關する事務

に改める。

鳥取県林業改良指導員資格試験委員会の項中

鳥取県林業改良指導員資格試験委員
會の試験成績の判定及びその結果の
答申等に關する事務

鳥取県林業改良指導員資格試験委員会の項中

鳥取県林業改良指導員資格試験委員
會の試験成績の判定及びその結果の
答申等に關する事務

に改める。

第五十七條の表の管理課の項中

鳥取県林業改良指導員資格試験委員
會の試験成績の判定及びその結果の
答申等に關する事務

鳥取県建設工事請負契約に関する紛争の解決に關する事務

建設業法第二十五条の規定による建
設工事の請負契約に關する紛争につ
いてのあつせん、調停及び仲裁に關
する事務

を

鳥取県建設工事請負契約に関する紛争の解決に關する事務

建設業法第二十五条の規定による建
設工事の請負契約に關する紛争につ
いてのあつせん、調停及び仲裁に關
する事務

に改める。

選挙長告示

衆議院議員選挙鳥取県選挙区選挙長告示第一号

昭和三十八年十一月二十一日執行の衆議院議員選挙に
つき、候補者として次のとおり届出があつた。

昭和三十八年十一月一日

衆議院議員選挙鳥取県選挙区選挙長

故 鳥 賢 市

附則
この規則は、公布の日から施行する。

Table with columns: 届出番号, 届出年月日, 届出の別, 候補者氏名, 本籍, 住居, 生年月日, 党派, 職業. Contains names like 赤澤正道, 足鹿覚, 石尾実, etc.